

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年3月13日 04時10分ごろ
発生場所	愛媛県八幡浜市黒島南岸 女子鼻灯台から真方位090° 1.4海里付近 (概位 北緯33°27.2′ 東経132°20.7′)
事故の概要	漁船第十五海幸丸は、北北東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年3月25日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第十五海幸丸、125トン 143555、四銀総合リース株式会社（船舶所有者）、有限会社 昭和水産（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 機関士、甲板部航海当直部員の資格認定有り
負傷者	なし
損傷	船首船底部に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長及び機関士ほか8人が乗り組み、機関士が椅子に腰を掛けた姿勢で単独の船橋当直に当たり、約13ノットの対地速力で自動操舵により北北東進していたところ、いつしか居眠りに陥り、変針予定場所を通過して航行を続け、浅所に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約1.4m、船尾約4.2mであった。 機関士は、ふだん、眠気を感じた場合、立って外気に当たったりするなどしていたが、本事故当時、眠気を感じていたものの、我慢できると思い、椅子に腰を掛けた姿勢で船橋当直を続けた。
分析	本船は、北北東進中、機関士が、眠気を感じていたものの、我慢できると思い、椅子に腰を掛けた姿勢で船橋当直を続けて居眠りに陥り、変針予定場所を通過して浅所に向けて航行を続けたことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が北北東進中、機関士が、椅子に腰を掛けた姿勢で船橋当直を続けて居眠りに陥り、変針予定場所を通過して浅所に向けて航行を続けたため、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船橋当直中に眠気を感じた場合、同じ姿勢を続けず、椅子から立ち上がったたり、外気に当たったりするなどの居眠り運航の防止措

置をとること。

- ・船橋航海当直警報装置を設置することが望ましい。